

1-1 生活環境の保全

施策の目指す姿

快適な生活環境が守られ、環境にやさしいまちになります。

施策の目的達成度を示す指標(成果指標)

成果指標		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1	良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合	72.9%	75.0%
2	1契約1月当たりの平均電気使用量	360 Kwh/契約・月	342 Kwh/契約・月
3	自然環境に満足している市民の割合	71.9%	75.0%

現状と課題

現 状

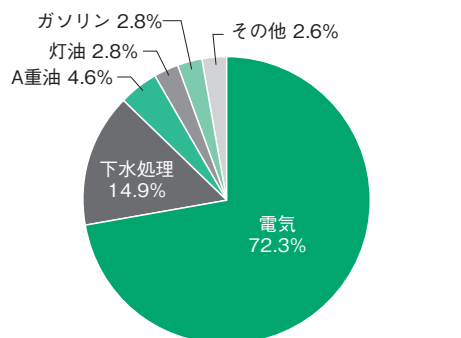
- 平成20年5月に、市内の環境美化向上を図るため「守谷市ポイ捨て等防止に関する条例」を施行するとともに、守谷駅周辺をポイ捨て等禁止強化区域に指定しました。
- 平成21年10月に「守谷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例」を施行し、公衆衛生上、市民に与える不安の未然防止に努めています。
- 人口増加に伴い、公営墓地の設置要望が増えていますが、対応は難しい状況にあります。
- 生活公害については、あき地の雑草、ペットの糞、野焼き等の苦情が多い状況です。
- 平成20年4月に「第2次守谷市役所地球温暖化防止実行計画」を策定し、市役所のCO₂削減に取り組むとともに、平成22年3月に策定した「守谷市地域省エネルギー対策実行計画」により、市民・事業者・行政が一体となった省エネ活動を実施しています。

- 平成23年3月の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により放射性物質が放出され、市内ではやや高い放射線量が測定され、市民の不安を払拭するための対策を講じています。

課 題

- 特に、生活公害で苦情の多い、あき地の雑草除去管理については地権者の自主管理の徹底、ペットの糞等については飼い主のマナー向上が求められています。
- 自然環境や里山環境の保全が求められています。

温暖化ガス総排出量に占める要因割合
(平成21年度)



資料:生活環境課

施策を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組み
1	生活公害・産業公害の防止	市民や事業者の生活環境に対する意識の向上を図り、快適な生活環境を保全します。 ◎あき地の雑草やペットの糞等の生活公害への迅速な対応と解決支援 ◎大気、水質(河川・地下水)、騒音、振動の調査の実施及び結果の開示 ◎事業者に対する環境保全対策の指導強化 ◎市民への環境に関する情報提供の充実 ◎福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質汚染への対応
2	地球温暖化防止の推進	市民・事業者・行政が一体となって省エネ活動を実施します。 ◎守谷市環境基本計画に基づく施策の実施 ◎省エネルギーを実践してもらうための、市民や事業者への情報提供及び啓発の充実 ◎市民や関係機関等と連携した環境学習の実施 ◎公共施設への太陽光発電の導入や市民に対する自然エネルギー施設への助成制度の検討
3	環境保全活動の推進	市民や事業者が自然環境を大切にする生活や行動を促進します。 ◎環境ボランティア団体との連携による自然環境の保全 ◎環境美化活動の充実

役割分担

市民の役割

- 生活をするうえでのトラブルや苦情をなくすため、近所同士が仲良くし、周りの人に迷惑をかけないように気配りをした生活を心がけます。
- 事業者は、公害防止のため、法律に基づいた環境基準を遵守するとともに、適正な処理と迅速な対応に心がけます。
- 省エネに配慮した行動や生活を心がけ、エコマークやグリーン商品の購入、電気やガスの消費量削減、自然エネルギーの利用、公共交通機関や自転車・徒歩による通勤・通学等に努めます。
- 事業者は、環境負荷低減対策に積極的に取り組み、CO₂削減及びエネルギーの節減に努めます。
- 水の大切さを理解し、自ら又は行政との協働により、自然環境の保全に努めます。

行政の役割

- 地域内でのトラブルや生活苦情については、地域で解決することを目指し、自治会・町内会や地域との連携を強化します。
- 公害については、監視を強化し、必要に応じて改善を図ります。
- 「守谷市地域省エネルギービジョン」の目標値達成に向け、市民や事業者に対して啓発活動や情報提供に取組みます。
- 公共施設での省エネ対策を実施します。

部門別計画

- ◆守谷市環境基本計画 (策定年度:平成11年度)
- ◆第2次守谷市役所地球温暖化防止実行計画 (計画期間:平成20年度～24年度)
- ◆守谷市地域省エネルギー対策実行計画 (計画期間:平成22年度～24年度)

1-2 循環型社会の形成^(※1)

施策の目指す姿

市内から排出される廃棄物の量が抑制されます。

施策の目的達成度を示す指標(成果指標)

成果指標		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1	常総環境センターへのごみの搬入量	17,303t	20,000t

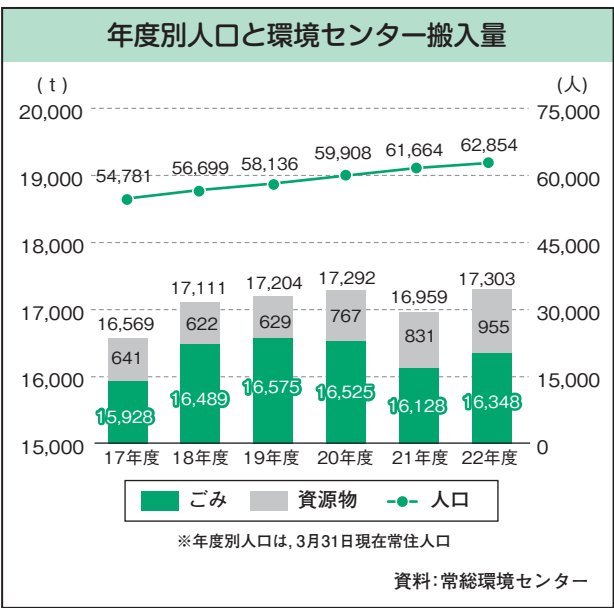
現状と課題

現 状

- 平成22年度の本市のごみ排出量は17,303 tで、1人1日当たりのごみ排出量に換算すると754.8 gとなります。排出量の推移は、平成18年度から横ばい傾向にありますが、市民のごみ減量化意識の向上と企業の排出量抑制により、1人当たりの排出量は減少している状況です。
- 平成22年度の本市の資源化(リサイクル)率は28.9%で、年々高くなってきています。
- ごみ処理施設である常総環境センター(常総市、取手市、守谷市、つくばみらい市の4市で運営)が、平成24年度に新処理施設を稼働させる予定で、それに合わせ、ごみの分別方法が現行(平成23年度)の5種13分別から、5種16分別(ペットボトル、プラスチック容器包装、蛍光灯を加える)に変更する予定です。なお、常総環境センター新処理施設の1日当たりの処理能力は、258 tと現行の処理能力351 tより縮小されるため、ごみの減量化・リサイクルの推進が急務となっています。また、「常総環境センター第三次ごみ処理施設建設事業更新計画」における、平成23年度の本市の1人1日当たりのごみ排出量は、853 gに定められています。
- 平成20年度から、可燃ごみ減量を目的に生ごみ堆肥化施設(日量処理3.8t)を稼働し、モデル事業として生ごみの戸別収集を実施しています。

課 題

- 粗大ごみの有料化に伴い、適正な排出方法の周知を図る必要があります。
- 生ごみの堆肥化による、資源循環サイクルづくりを進めていく必要があります。



施策を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組み
1	ごみの減量化	家庭・事業者から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを減量します。 ◎マイバック利用の促進 ◎生ごみ処理機等の普及 ◎ごみ分別(5種16分別)の徹底 ◎粗大ごみ有料化導入による適正排出の徹底 ◎ごみの減量や分別を進めるための学習情報の提供
2	再資源化への取組み	ごみの再資源化に積極的に取り組みます。 ◎資源物回収団体への支援 ◎ペットボトルや食品トレイの分別収集によるリサイクルの推進 ◎資源(レアメタル ^(※2))等回収の有効性やリサイクルの重要性の周知
3	廃棄物の適正処理	ごみの分別を徹底し、再利用可能な資源の有効利用を図ります。 ◎リサイクル伝言板の拡充 ◎ごみの適正処理への啓発活動

役割分担

市民の役割

- ごみの減量化のため、家庭から出るごみの分別を徹底します。
- 地域で資源物の集団回収を行い、資源のリサイクルを強化し、ごみの減量化に努めます。
- ごみの排出者は、法律に基づいて、所定のリサイクル費用や処理費用を負担します。

行政の役割

- ごみ分別の徹底などにより、ごみ減量化を推進します。
- 資源リサイクルの助成やごみ減量化のための啓発活動を行います。

部門別計画

- ◆ 常総環境センター第三次ごみ処理施設建設事業更新計画 (計画期間:平成20年度～24年度)

用語解説

※1 循環型社会:大量生産・大量廃棄の経済社会体系に代わって、省資源・再利用・再資源化・廃棄物の極小化を可能とする産業構造・生活様式などを組込んだ社会体系
※2 レアメタル:資源として量が少ない、もしくは産出が難しい金属の総称、プラチナ、タングステン、レアアース、クロムなどの約30種類

1-3 防災対策の推進

施策の目指す姿

防災への取り組みによって、市民が安心して生活できます。

施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

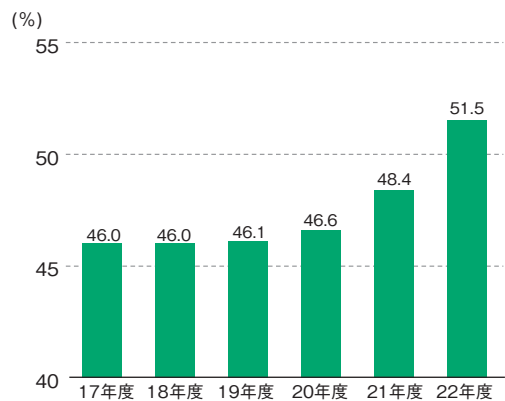
成果指標		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1	災害面で安全に暮らせると思う市民の割合	71.5%	80.0%

現状と課題

現 状

- 自主防災組織の結成率の向上のため、「自主防災組織活動育成事業補助金交付要綱」に基づき、資機材購入等の支援を行っています。
- 地域の防災力の向上のため、毎年、市主催の防災訓練を実施しています。
- 災害時の相互応援体制は、神奈川県南足柄市のほか、茨城県内の全市町村間での応援協定を締結しています。また、甚大な被害が生じた場合には、自衛隊による応援体制や茨城県の要請による他都道府県自治体の応援体制も確立されています。
- 平成21年度に、防災無線のデジタル化への整備が終了し、従来の防災無線に比べて機動性が向上しました。
- 平成20年8月のゲリラ豪雨に伴い、床下浸水被害が発生したことから、その対策の一環として、これまで市内に1箇所だった雨量計設置箇所を4箇所に増設しました。新設の3箇所については、デジタル無線を利用したデータ送信ができるようになりました。

自主防災組織結成率



※計算式：組織されている地域の世帯数÷管内世帯数×100
資料：市民協働推進課

- 平成20年1月に「災害時要援護者登録事業実施要綱」を制定し、平成22年1月には「災害時要援護者対応マニュアル」を策定しました。
- 平成23年3月に発生した東日本大震災の対応等を教訓に、「地域防災計画（災害対策マニュアル）」の見直しを図っています。

課 題

- 自主防災組織の結成率が低いことから、強化を図る必要があります。また、既存の組織については、活性化を図ることが課題です。
- 市民の防災意識の啓発とともに、障がい者や一人暮らし高齢者など災害時要援護者の安全確保や救護体制の確保について、市民と行政の協働による対策が必要です。

施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業		主な取り組み
1	市民の防災意識の向上	市民の防災意識を高め、災害時に適切な対応ができるように努めます。 ◎自主防災組織の結成促進及び防災訓練の実施による防災意識の向上
2	災害時における行政による支援体制の充実	支援体制が充実し、災害時の被害が軽減され、避難者が食糧や物資等の支援を受けられるよう努めます。 ◎防災倉庫や防災無線の維持管理及び水防事業の充実
3	要援護者の避難支援	要援護者が安全に避難し、適切な避難生活が送れるよう努めます。 ◎災害時要援護者登録者の避難支援体制の整備推進 ◎福祉施設等への福祉避難所の設置の推進

役割分担

市民の役割

- 「自らの身は自ら守る」という意識を持ち、各家庭で食糧や飲料の備蓄や非常持出品の準備を行うなど自主的に災害に備えるとともに、防災訓練に積極的に参加します。
- 災害発生時には、それぞれの地域で力を合わせ、できる範囲で救助又は援助活動を行います。また、各防災機関が行う救助活動に協力します。
- 自治会等は、地域のコミュニケーションを活発化し、災害時要援護者の把握に努めます。
- 自治会等は、自主防災組織の結成に努めます。

行政の役割

- 災害が発生したときは、迅速に被害状況を把握できる体制をつくるとともに、被害拡大防止のための実践行動がとれるよう日ごろから訓練を行います。
- 食糧、備品、資材、機材などの備蓄を行います。
- 防災訓練を実施するなど、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、地域との連携を強化します。
- 災害時要援護者を日ごろから把握し、援助体制を整備します。

部門別計画

- ◆ 守谷市地域防災計画（策定年度：平成16年度）

1-4 消防・救急の充実

施策の目指す姿

市民の生命・身体・財産が守られています。

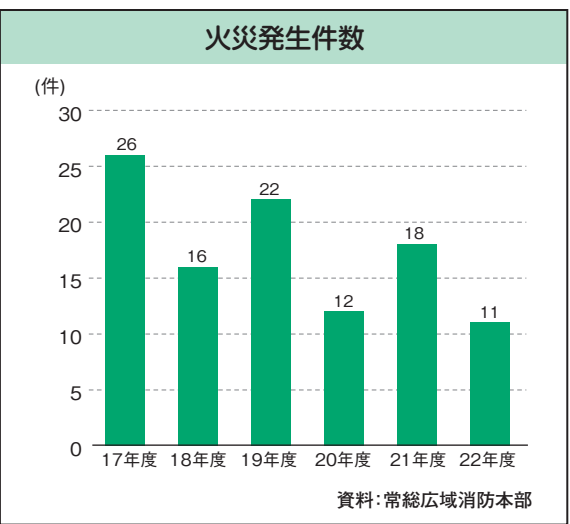
施策の目的達成度を示す指標(成果指標)

成果指標		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1	火災発生件数	11件	11件
2	火災による死傷者数	2人	0人
3	市の救急体制が整っていると思う市民の割合	70.4%	75.0%

現状と課題

現 状

- 消防・救急に関する業務については、常総地方広域市町村圏事務組合の常総広域消防本部で主に取り組んでおり、市は消防・救急に関する負担金(平成22年度実績で約882百万円)を同組合に支出しています。
- 消防の充実強化を図るために、県内消防本部の広域化を検討しています。
- 平成21年度に女性消防団を結成し、現在14名の団員が活動しています。
- 平成22年度に、茨城県はドクターヘリの運用を開始し、守谷市のランデブーポイント(場外離着陸場)は11箇所となっています。
- 平成23年度に、消防団配備の小型ポンプ8台を更新しました。
- 平成18年度の消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、平成21年の市内の設置率は約50%となっています。



課 題

- 消防や救急については、初期消火や応急処置などの現場対応が重要なことから、市民一人ひとりが正しい知識を身につけ、自主的に初動活動を実践できることが必要です。
- 火災警報器の未設置住宅への設置促進が課題です。

施策を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取り組み
1	消防体制の強化	火災現場への迅速な出動や消火が行える体制を目指します。 ◎市消防団員の技術の向上及び消防車両等の充実 ◎消火栓等の消防施設の整備
2	救命・救急体制の充実	迅速な救急出動や適切な処置を行い、いち早く医療機関に搬送できる体制を目指します。 ◎不必要な救急車の呼出防止のための市民意識の啓発 ◎市民の普通救命講習(AED(※)使用の講習)受講の促進
3	市民による防火対策の充実	市民の防火意識の向上と、火災の発生率低下を目指します。 ◎自治会等における、初期消火訓練の実施 ◎家庭への消火器や火災警報器の設置の促進

役割分担

市民の役割

- 常に防火意識を持ち、家庭への消火器や火災警報器の設置に努めます。
- 必要以上に救急車を呼ばないように努めます。

行政の役割

- 広域消防と市消防団の火災時の協力体制を強化し、迅速な消火に努めます。
- 市消防団による火災予防の啓発活動を行います。
- 市民の救急救命知識の向上に努めます。



用語解説

※AED(自動体外式除細動器):心室細動(心臓の心室が小刻みに震えて全身に血液を送ることができない状態のこと)の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショックを与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器

1-5 交通安全の推進

施策の目指す姿

交通事故が減少します。

施策の目的達成度を示す指標(成果指標)

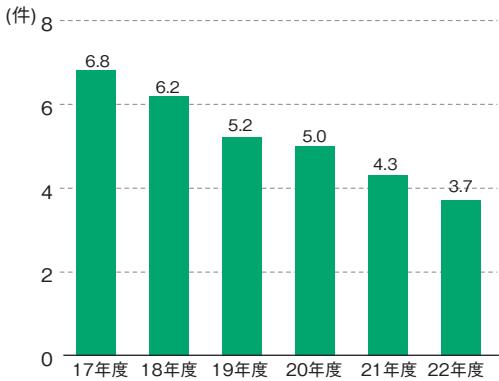
成果指標		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1	人口千人当たりの交通事故発生件数	3.7件	3.0件

現状と課題

現 状

- 交通安全街頭キャンペーンや学童の登校時における、街頭指導及び幼児・児童を対象とした交通安全教室の開催等により、交通ルールの厳守と正しい交通マナーの習慣付けを行い、市民の交通事故防止を図っています。
- 平成22年12月現在、人口に占める市民の運転免許証保有者の割合は68.3%で、県平均68.7%と同程度です。
- 平成22年の交通事故発生件数は231件、人口千人当たりの件数は3.7件で、常総広域圏(※)内の平均3.9件と同程度となっています。県平均の5.5件と比べると少ない状況です。

人口千人当たりの交通事故発生件数



資料：市民協働推進課

課 題

- 交通量の増加等に伴う、幹線道路を中心としたセンターライン等の磨耗や道路の新設により、維持管理費が増加していることから、優先順位をつけた計画的な維持管理を行う必要があります。また、信号機については設置要望が多い状況にありますが、設置は県公安委員会の管轄であるため、継続的に地区警察署を通して要望を行う必要があります。
- 交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、市民から交通規制(横断歩道、止まれ表示、速度制限など)の要望が多く、また、児童・生徒の登下校時の交通安全確保が強く求められており、危険箇所を確認して対応をしていく必要があります。
- スポーツ系自転車がブームとなっていることもあり、自転車事故が多くなっています。交通安全教室等、啓発活動が必要です。
- 高齢者の交通事故が多くなっており、高齢者のための交通安全教室を開催する必要があります。

施策を実現するための手段(基本事業)

	基本事業	主な取り組み
1	交通安全施設等の整備	危険箇所を減らし、道路の安全性向上を目指します。 ◎交通安全施設整備の促進 ◎交通安全施設の維持管理の徹底
2	交通安全意識の向上	交通ルールやマナーの向上を目指します。 ◎交通安全啓発活動の実施 ◎幼児、児童、高齢者への交通安全教室の開催 ◎交通指導隊や通学補助員による街頭指導の実施 ◎放置自転車対策の実施

役割分担

市民の役割

- 交通ルールとマナーを守り、交通安全に努めます。

行政の役割

- 交通安全街頭キャンペーンや交通安全教室を通して、市民の交通安全意識の向上を図ります。
- 交通事故を防止するため、交通安全施設の整備及び維持管理を行います。

部門別計画

- ◆守谷市交通安全計画 (計画期間：平成23年度～27年度)



用語解説

※常総広域圏：昭和47年3月31日に設立された常総地方広域市町村圏事務組合の圏域を指し、現在の組合構成自治体は、常総市、取手市、守谷市、つくばみらい市の4団体。広域的根幹事業として「環境センター(ごみ処理施設)」、「広域消防」、「地域交流センター」、「総合運動公園」、「視聴覚ライブラリー」、「職員共同研修」、「総合防災センター」、「障害者支援施設常総ふれあいの杜」の事業を実施

1-6 防犯対策の推進

施策の目指す姿

市民が犯罪から守られ、被害に遭わないまちになります。

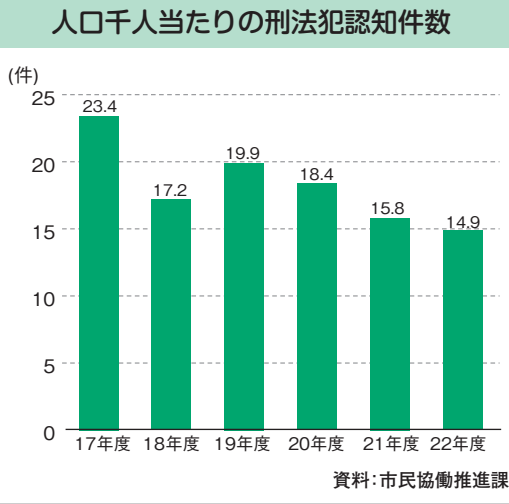
施策の目的達成度を示す指標(成果指標)

成果指標		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1	人口千人当たりの刑法犯認知件数(※)	14.9件	14.0件

現状と課題

現 状

- 市の人口千人当たりの刑法犯認知件数は、平成19年以降、減少傾向(グラフ参照)にあります。
- 犯罪の内容は、乗り物盗(主に守谷地区での自転車)が多い状況です。
- 平成21年度から、警察官 OB を防犯指導員として任用し、現在2名で活動しているほか、警察に委嘱された市民による防犯連絡員と連携し、防犯活動を行っています。
- 平成21年度に、国において「消費者庁」が設置され、消費者行政の強化が図られています。
- 市で実施している消費生活相談における相談件数は、平成17年度が271件、平成22年度が453件と大幅に増加しています。



課 題

- 犯罪抑止のために、団塊の世代の方々が防犯パトロール等の防犯活動に参加しやすい環境づくりが必要です。
- 高齢者や若年層を狙った悪質商法などの消費者トラブルが複雑多様化しているため、相談員の育成が急務です。

施策を実現するための手段(基本事業)

基本事業		主な取組み
1	防犯意識の向上	犯罪から自らを守る対策の啓発に努めます。 ◎防犯啓発事業の充実 ◎防犯講習会の開催による防犯意識の向上 ◎防犯指導員による出前講座の充実
2	地域で行う防犯活動の実践	地域ぐるみの防犯活動が実践できるようにします。 ◎防犯パトロールの継続 ◎地域での防犯団体の結成の支援
3	まちの防犯機能の充実	防犯施設等を設置し、犯罪の抑止や安全性の向上に努めます。 ◎防犯灯の計画的な修繕及び設置 ◎街路灯の計画的な修繕及び設置
4	消費者の安全・安心の確保	消費トラブルの未然防止や被害の軽減に努めます。 ◎消費生活センターにおける、消費生活相談の実施 ◎消費者の会との連携による、消費トラブル防止意識の向上 ◎消費トラブルの未然防止のための啓発

役割分担

市民の役割

- 市民一人ひとりが常に防犯意識を持ち、戸締まりを確認する、自転車に施錠する、自動車に貴重品等を置かないなどして、犯罪に遭わないように努めます。
- 地域の犯罪をなくすために、近所とのコミュニケーションを図り、パトロール活動などの防犯活動に協力します。

行政の役割

- 警察や関係機関からの情報を市民に提供し、市民の防犯意識を高めます。
- 警察や防犯活動団体等と連携し、地域の防犯活動を促進します。
- 消費生活センターの充実と市民への周知を図ります。

用語解説

※刑法犯認知件数:刑法犯とは、刑法犯総数から道路上の交通事故に係る、業務上(重)過失致死傷罪分を除いた刑法犯のこと。また、認知件数とは、犯罪について被害の届出、告訴、告発、その他の端緒により、その発生を警察において認知した件数